

職務発明

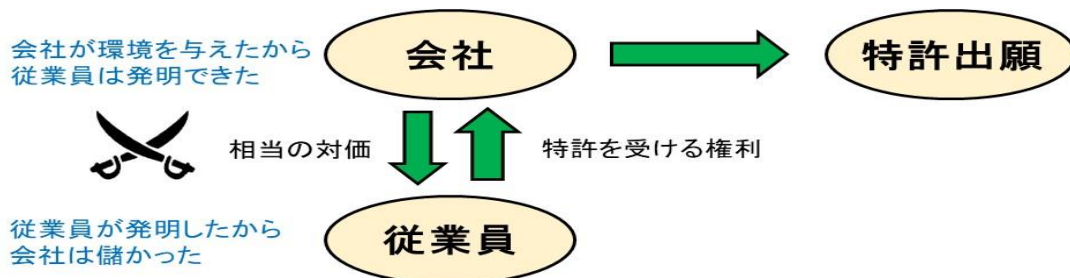
- ① 発明者には特許を受ける権利が発生し、特許出願することができます。



- ② 会社は、発明者から特許を受ける権利を譲り受けて、特許出願することができます。
会社は、発明することができないので、発明者になれない



- ③ 会社は、従業員の職務発明について特許を受ける権利を譲り受けて特許出願したときは、従業員に相当の対価を支払います。
※ 職務発明は、会社の業務で従業員の職務でした発明



- ④ 従業員が職務発明について特許権を取得したときは、会社には通常実施権が発生します。



- ⑤ 会社は、従業員の職務発明を会社に承継させることを勤務規則等で定めることができます。
従業員のものは会社のもの、会社のものは会社(従業員みんな)のもの

こちら特許部

ニッポウ
NIPPO 日峯国際特許事務所

ご質問やご相談を承ります。
 どうぞ、お気軽にお問い合わせください。

029-228-5622